

中国民事訴訟における電子証拠の実務について

—チャット記録を中心に—

中国弁護士 李 蕾, 中国弁護士 劉 茜
翻訳・編集 陳 蓉, 翻訳・編集 吳 穎奇

要 約

中国では、電子商取引事業が盛んになっており、商談などのビジネス場面においても、Wechatなどのチャットツールが利用されることが多い。しかし、チャット記録などの電子証拠は、紛失しやすく、改ざんも容易に行えるため、実務上、その検証の難易度が大きい。従来、裁判所によっては、電子証拠の検証基準が異なり、同じ事実について異なる判決が下される場合もあったが、「最高裁による民事訴訟の証拠に関する若干の規定」の実施により、電子証拠の検証方法が統一化、明確化され、裁判の一貫性になるべく保証できるようになった。

本稿では、中国民事訴訟における電子証拠制度の法改正の経過を整理した上で、電子チャット記録の特徴、審査要点、証拠収集における注意事項について事例を挙げて考察する。

目次

- はじめに
- 中国民事訴訟における電子証拠制度の法改正の経過
- 電子チャット記録の特徴
- 電子チャット記録の審査要点
 - 真正性の審査要点
 - 関連性の審査要点
 - 適法性の審査要点
- 電子チャット記録の証拠収集における注意事項
 - 身元の特定方法
 - 完全なチャット記録の提供
 - 侵害を誘導する行為があってはならない
 - 法廷での証拠開示
 - 公証手続
- まとめ

証できるようになった。また、中国では、Wechatなどのチャットツールを利用して日常的なコミュニケーションや商談を行うことが一般的であり、訴訟においてチャット記録を証拠として提出することも珍しくない。本稿では、チャット記録を中心とし、中国民事訴訟における電子証拠制度の法改正の経過を整理した上で、電子チャット記録の特徴、審査要点、証拠収集における注意事項について、事例と併せて考察する。

2. 中国民事訴訟における電子証拠制度の法改正の経過

2020年12月末現在、中国のインターネット利用者数は9.89億人、インターネット普及率は70.4%に達した⁽¹⁾。チャットツールなどの電子方法により連絡を取ることが日常的になるのに伴い、訴訟でこのような電子証拠が提出されることも多くなった。電子証拠の媒体は従来の紙面等の証拠と異なっているため、関連法律の改正により、電子証拠の定義及び審査基準が明確にされた。

まず、2012年の民事訴訟法の改正により、「電子データ」は初めて法定証拠類型として挙げられた。ただ当時、「電子データ」について明確な定義が定められていなかった。

2015年の「民事訴訟法司法解釈」では、「電子データ」は「電子媒体において形成され、または保存され

1. はじめに

「最高裁による民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(以下「民事証拠規定」という)が2020年5月1日に実施されてから、既に1年以上が経過した。同規定の実施は、中国における民事訴訟の証拠収集、特に電子証拠の収集及び検証基準に大きな影響を及ぼしている。従来、裁判所によっては、電子証拠の検証基準が異なり、同じ事実について異なる判決が下される場合もあったが、同規定の実施により、電子証拠の検証方法が統一化、明確化され、裁判の一貫性になるべく保

た情報」と定義され、例として、電子メール、電子データの交換、オンラインチャット記録、ブログ、ミニブログなどが挙げられた。

2016年の「刑事事件の処理における電子データの収集・採取及び審査・判断」（以下「刑事証拠規定」という）では、「電子データ」は「デジタル形式により保存、処理、送付され、案件の事実を証明できるデータ」と細かく定義され、例として、ウェブページ、ブログ、ミニブログ、モーメンツ⁽²⁾、貼吧（ネット掲示板）、オンラインストレージなどのオンラインプラットフォームで発信された情報、ファイル、画像、音声・動画、デジタル証書、コンピュータプログラムなどの電子ファイルなどが挙げられ、初期的な分類も行われた。

2020年5月1日に実施された「民事証拠規定」では、「電子データ」の定義及び分類について、「刑事証拠規定」の規定が流用され、分類に包括条項が付け加えられたのみである。また、「民事証拠規定」において、電子データの真正性の審査基準について体系的に規定された。

これにより、中国の電子証拠に関する法制度が全面的に整備された。

3. 電子チャット記録の特徴

中国ではWechatは最もよく利用されるチャットツールであるため、ここではWechatを例として電子チャット記録の特徴を説明する。

Wechatを利用したチャット記録は以下の幾つかの種類がある。

①文字：Wechatでのやり取りで現れた全ての文字データ。Wechat友達同士のやり取り、モーメンツで投稿された文章、送付されたファイル、Wechat公式アカウントで投稿された文章など、文字形式で存在する情報を含むが、これらに限らない。この種の記録は、Wechatにおいて最もよく見られるものである。

②画像：Wechatに現れた全ての画像、写真データ。Wechat友達同士のやり取りで、またはモーメンツやWechat公式アカウントで投稿する際に転載、作成、撮影した画像・写真及び使用した各種のスタンプを含むが、これらに限らない。

③音声：Wechatに現れた全ての録音データ。Wechat友達同士のやり取りで、またはモーメンツや

Wechat公式アカウントで投稿する際に発信した音声形式のデータを含むが、これらに限らない。

④動画：Wechatに現れた全ての動画データ。Wechat友達同士のやり取りで、またはモーメンツやWechat公式アカウントで投稿する際に転載、作成、撮影した動画を含むが、これらに限らない。

⑤リンク：Wechatに現れた全てのリンク情報。Wechat友達同士のやり取りで、またはモーメンツやWechat公式アカウントで投稿する際に添付したリンクを含むが、これらに限らない。

⑥支払い：Wechatにおいて、決済、送金、ラッキーマネー機能を利用して他人に支払うことができる。この場合、支払・送金情報が形成される。

実際Wechatでやり取りする際に、文字、画像、音声など複数の種類のチャット記録が同時に形成される場合が多い。

4. 電子チャット記録の審査要点

従来の証拠と同様に、電子チャット記録が証拠として採用されるために、真正性、関連性及び適法性が要求される。ただ電子チャット記録は、電子データとして偽造、改ざんされやすいため、真正性、関連性及び適法性の審査要点が従来の証拠と多少異なる場合もある。

4.1 真正性の審査要点

司法実務において、電子チャット記録の真正性の審査は、主に電子データ原本の審査、正面審査、逆方向からの推定、司法鑑定を含む。

(1) 電子データ原本の審査

周知のように、複製可能性は電子データの重要な特性であることから、電子データが原本であるか否かが肝要となる。電子データの原本とは、最初に生成された電子データ及び当該データが最初に保存された各種の記憶媒体を指す。例えば、Wechatでのチャット記録は、Wechatでのチャット内容が携帯電話のメモリーに保存されたものであるため、当該携帯電話における電子データが原本に当たる。

実務上、電子データの検証及び審査が容易に行えるよう、携帯電話などオリジナルな記憶媒体の提供が要求される場合も多い。また、法廷では、Wechatチャット記録のプリント又は公証書類などを提出する

必要もある。

(2) 正面審査

「民事証拠規定」第93条では、電子データの真正性の審査において、電子データの完全性及び信頼性に影響する可能性のある要因として、下記の7つが挙げられている。

①電子データの生成、保存、伝送に必要なコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が完全かつ信頼できるか

②電子データの生成、保存、伝送に必要なコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が正常であるか、あるいは、正常でない状態で電子データの生成、保存、伝送に影響を及ぼすか

③電子データの生成、保存、伝送に必要なコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境は、エラー防止のための有効なモニタリング、検査手段があるか

④電子データが完全に保存、伝送、抽出されたか、保存、伝送、抽出の方法が信頼できるか

⑤電子データが通常のやり取りで形成、保存されたか

⑥電子データの保存、伝送、抽出を行う主体が適当か

⑦電子データの完全性や信頼性に影響するその他の要因

実務上、正面審査の要点は、主に以下の通りである。

①携帯電話など電子データの記憶媒体に保存された電子データは、チャット記録のプリントの記載内容と一致するか

②電子データには、当該データが形成された日付、場所、対象、作成者などが示されているか

③電子データに改ざん、付け加え、こじ付けなどの偽造・変造行為があるか

④もし提出された電子データが原本ではない場合、原本の取得が不可能である旨の説明文が添付されているか

これらを審査するとともに、当事者の陳述、その他の証拠及び判明した事実などと照合した上で、電子

データの真正性が判断される。

(3) 逆方向からの推定

「民事証拠規定」第94条では、電子データの真正性を逆方向から推定する方法が明記されている。電子データは次のいずれか一つに該当する場合、真正性を有すると推定できるが、これを覆すのに足りる反証がある場合を除く。

①当事者が提出又は保管した自分に不利な電子データ。これは民事訴訟における自認に由来する規定である。常識から見て、当事者は自分に不利な証拠を隠すため、もし自分に不利な証拠を裁判所に提出した場合、その提出又は保管した証拠が真正であると推定できる。

②電子データの記録・保存を行う中立の第三者プラットフォームが提供又は確認した電子データ。中立の第三者プラットフォームと双方の当事者との間に利害関係がなく、通常、当該第三者プラットフォームが提供した電子データは信頼性が高いため、真正性を有すると推定される場合が多い。

③通常の業務活動において形成された電子データ。これは、正常な業務活動において利害関係のない者が作成し、またはシステムで自動的に生成された電子データを指す。例えば、銀行の監視カメラで撮影された映像、銀行の勘定系システムで生成された帳票、取引記録など、電子商取引企業が日常的な運営において作成した電子帳簿、電子インボイスなど。もし当事者が訴訟のために作成した電子データは、通常の業務活動において形成された電子データと一致しない場合、通常の業務活動において形成された電子データの証明力がより高い。

④記録管理の方法で保管された電子データ。記録の保管は、記録管理の法令・規定及び規範・基準を厳守する必要がある。もし保管された電子データは記録管理の要求に応じて保存された場合、その収集、整理、鑑定、複製、検索、閲覧などは手続きを踏んで行われ、必要なバックアップもあり、復元及び検証が可能であるため、このような電子データは完全性及び信頼性が高く、真正性を有すると推定できる。

⑤当事者が取り決めた方法で保存、伝送、抽出された電子データ。もし当事者が電子データの抽出、保存、伝送の方法について合意した場合、当事者の合意

の上で形成された電子データは信頼できると考えられる。例えば、当事者はある第三者のコンピュータに保存された電子データが証拠の原本であると取り決めた場合、当該第三者のコンピュータに保存された電子データは真正であると推定できる。

また、電子データの内容について公証機関にて公証手続が行われた場合、当該電子データは真正性を有すると判断しなければならないが、これを覆すのに足りる反証がある場合を除く。

実務上、公証書類の記載を覆すことは非常に困難であり、公証役場に再調査を要求せず、また、説得力のある証拠を提出しない場合、通常、公証書類の記載を覆すことができない。

(4) 司法鑑定

仮に上記の方法により電子データの真正性を判断することができない場合、裁判官は通常、司法鑑定の手段を採用し、もしくは専門家に関連技術問題を説明するよう依頼する。

ただ民事訴訟において、このようなケースがめったに見られない。通常、単体の電子データについて、裁判官は当事者の陳述やその他の証拠を併せて考慮した上で、当該電子データの真正性を判断する。

4.2 関連性の審査要点

電子データと案件に係る事実の間の関連性の有無は、証拠として採用されるための重要な基準である。関連性の審査要点は、通常、電子データが証明しようとする事実が案件の事実であるか、案件の事実が成立することを証明できる可能性がどれくらいあるかを含む。この点については、従来の証拠と電子データ証拠は本質的な違いがなく、裁判官は経験や証拠間の論理性に基づき証拠の関連性を審査する。

4.3 適法性の審査要点

電子データ証拠の適法性の審査において、証拠の出所、取得手段及び形式の適法性を確認することが肝要となる。正常でない生活活動で形成された電子データは証拠として採用することができない。また、暴力、脅迫など不法な強制手段により入手した電子データも証拠の適法性を有しない。これは、従来の証拠の適法性審査と大差はない。

5. 電子チャット証拠収集の注意事項

電子チャット証拠を収集する際に、身元の特定方法、完全なチャット記録の提供、侵害を誘導しないこと、法廷での証拠開示、公証手続に注意する必要がある。

5.1 身元の特定方法

中国では、Wechat アカウントを登録する際に、携帯電話番号又は QQ⁽³⁾ アカウントと関連付ける必要がある。一つの携帯電話番号又は一つの QQ アカウントは、通常、一つの Wechat アカウントのみと関連付けることができ、Wechat アカウントが登録された後、アカウント名を変更することができない。Wechat アカウントは、他人と重複するものを設定してはいけない。Wechat アカウント及びニックネームなどの情報は、本人が任意に設定することができるため、Wechat アカウントと実在の人物との唯一の対応関係を如何に証明するかは、双方の当事者の身元を証明する上で非常に重要であると言える。

まず、本人の身元を証明するために、本人の携帯電話で Wechat アカウントにログインする過程を示す書類を提出すれば良い。

一方、相手方の身分を証明することは、一定の難易度があると思われる。証明方法として、以下の幾つかの点が挙げられる。

① Wechat のプロフィールページによる証明

相手方の Wechat プロフィールページを開くと、Wechat アカウント、携帯電話番号、アイコン、モーメントの写真など身元を示す情報が表示されるため、この Wechat アカウントが相手方のものであることが証明される。相手方の Wechat に表示された情報をなるべく多く収集することにより、これらの情報が互いに裏付けとなり、証明力がより一層高くなる。

② チャット内容による証明

Wechat アカウントと相手方の唯一の対応関係を証明できるよう、チャット中に相手方の身元情報を言及し、相手方に自分の身元を確認させることができる。例えば、チャット中に、相手方に「○○会社の○○さん（本名）ですか」と聞いて、相手方から肯定の返事がある場合、相手方の身元情報が裏付けられる。ただ実務上、このようなチャット内容は、証拠として採用

されるために、他の証拠と互いに裏付けるものでなければならない。

③ 携帯電話のチャージ代のインボイス（発票）による証明

携帯電話のチャージ代のインボイスは、実務上見落とされがちである。中国において、インボイス（発票）は、税務機関が要求した様式で作成された、取引の存在を証明できる適法な証明書類であるため、公的証拠として認められ、その効力は当事者が自ら作成した証拠よりはるかに高い。また、通信営業所が発行したインボイスは、正常の業務活動で利害関係のない者が発行し、またはシステムで自動的に生成されたものであるため、通常、真正性を有すると推定できる。従って、携帯電話のチャージ代のインボイスは証明力が高い。

④ 公力救済による証拠取得

もし相手方の Wechat アカウントは携帯電話番号で登録されたものではない場合、身元の特定は比較的難しく、通常、二つの方法が考えられる。

一つは、弁護士が調査令状を持って Wechat アプリの運営会社であるテンセント社の所在地に行き、Wechat アカウントの所有者情報を調べるよう要求することである。調査結果は直接裁判所に郵送される。ここに注意すべき点として、調査令状の内容及び形式について厳しく要求されるため、慎重に対応する必要があることが挙げられる。

もう一つは、裁判官が自らテンセント社の所在地に行き、証拠を取得することである。ただ裁判官は普段、業務量が多く、テンセント社の所在地に行き、証拠を取得することは時間がかかるため、裁判官が証拠を取得するために自らテンセント社の所在地に行くことはめったに見られない。

ここでは事例を挙げて身元の特定方法を説明する。

申請人と被申請人は同じ Wechat グループに加入した。被申請人は、申請人の友人の銀行口座に送金し、当該友人から同じ額を申請人の銀行口座に送金することにより、申請人に 15 万円を貸した。申請人は当該 Wechat グループにおいて被申請人に借用証書を発行した。申請人は返金期限を超えても返金しなかったため、被申請人は仲裁委員会に仲裁を申請した。仲裁委

員会は、申請人が被申請人に返金すべき旨の裁定を下した。その後、申請人は、被申請人が申請人に金を貸したことがないことを理由として、仲裁裁定を取り消すよう裁判所に求めた⁴⁾。

本件において、被申請人の携帯電話にある Wechat 連絡先の Wechat アカウントが申請人のアカウントであるかが争点である。

審尋では、被申請人及び申請人はともに携帯電話を持参した。申請人の携帯電話にある Wechat 情報を確認したところ、申請人の Wechat アカウント及びニックネームは、被申請人の携帯電話にある Wechat 情報と一致している。裁判官は、被申請人が法廷で携帯電話を使用し、Wechat アプリにアクセスし、申請人の Wechat プロフィール情報を表示するよう要求した。申請人の Wechat プロフィールでは、携帯電話番号が表示されたため、その携帯電話番号にかけたところ、申請人であることが確認された。これにより、被申請人が申請人に金を貸したことが証明された。

上記の事例において、法廷で携帯電話を検証することにより、Wechat アカウントが申請人のものであると確認されたのは、以下の幾つかの要件を満たしたためであると考えられる。①双方の当事者はともに出廷し、かつ携帯電話を持参した。②申請人の Wechat アカウントは携帯電話番号と関連付けられた。③申請人の Wechat は、携帯電話番号から Wechat アカウントを特定できると設定された。

だが実務上、代理人が指定された場合、本人が出廷することはないため、その場で電話をかけることで相手方の身元を確認することができない。また、もし携帯電話番号から Wechat アカウントを特定できない場合、身元の検証が一層困難になる。従って、審尋が行われる前に相手方の身元を示す十分な証拠を事前に用意したほうが望ましいと思われる。

5.2 完全なチャット記録の提供

同じ表現でも、異なる文脈と背景においては、全く異なる意味合いが生まれる場合がある。また、チャット記録を編集し、またはチャット記録の一部を削除すると、異なる文脈と背景が生まれ、チャット記録の本来の意味が変わる可能性があるため、完全なチャット記録を提供する必要がある。編集・削除・修正されたチャット記録は、偽造された証拠に該当し、場合によっては、民事訴訟法第 111 条の規定により、民事訴

訟及び司法の公正を妨害する行為として制裁及び懲戒を受ける可能性もある。

Wechat のチャット記録は、文字、音声、動画など様々な形式のものがある。司法実務に基づき、もし提出されたチャット記録の証拠には音声データが含まれる場合、音声データを文字に起こしたものを提出する必要がある。また、提出されたチャット記録の証拠には動画データが含まれる場合、動画をバックアップした後の記憶媒体を提出する必要がある。

携帯電話のメモリーの容量は限られているため、当事者は誤ってチャット記録を削除してしまう場合もある。Wechat の個人アカウントについて、チャット記録の保存に特に注意する必要がある。その原因としては、Wechat アプリの運営会社であるテンセント社は、個人アカウントのチャット記録を保管していないため、携帯電話にあるチャット記録が一旦削除されると、取り戻すことができないことが挙げられる。また、Wechat のチャット記録には、文字のみならず、画像、動画、ファイルなどが含まれる場合が多く、これらのデータを速やかにダウンロードしなければ、後でダウンロードできないことも多い。このようにチャット記録が不完全である場合、証拠として採用されない。

チャット記録を長期的に保存する方法として、①「お気に入り」へのチャット記録の追加、②チャット記録のバックアップの二つが考えられる。また、誤って削除したチャット記録について、Wechat の復元機能を利用することができる。ただだいたい前に削除したチャット記録は、復元することができないことに注意する必要がある。

Wechat のチャット記録の一部が削除され、一方の当事者に有利な方向に誘導されないように、裁判官は、状況が許す限り、通常、双方の携帯電話にあるオリジナルなチャット記録を照合し、関連情報が完全であるか否かを検証する。

また、チャット記録が完全な証拠チェーンを形成できるように、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

音声データについては、改変されやすく、認識が困難であることから、単体の証拠として不十分であり、他の裏付けとなる証拠を提出する必要がある。例えば、貸借の事実を証明するために、音声データのみで不十分であり、チャット記録において借主、貸主、借金を明記した催促通知及びこの貸借の事実を確認する

返信があれば、完全な証拠チェーンが形成され、証拠として採用される。

Wechat の送金記録については、受け取りメモに送金の目的をなるべく詳細に記載し、送金記録とチャット記録が完全な証拠チェーンを形成するよう注意する必要がある。例えば、受け取りメモに送金の目的は〇〇〇への金貸しと記載し、チャット記録には、借金の経緯が示され、かつ借主の実名などの身分情報が明記されている。さらに、Wechat から押印付きの送金記録を取得することにより、携帯電話にある Wechat の送金記録と照合することができる。電話の録音、返金催促のメッセージ、借用証書などの証拠と併せて提出することにより、完全な証拠チェーンを形成することもできる。なお、送金記録の真正性を検証するために、必要に応じて、裁判所に、財付通支付科技有限公司（Wechat 決済サービス「Wechat Pay」の運営会社）から Wechat ウォレットの送金記録を取り寄せるよう申請することも可能である。

ここで事例を挙げて完全な証拠チェーンを形成するための注意事項を説明する。

深セン市の某製薬会社（A 社）は上海市の某投資会社（B 社）のパートナーである。A 社は中国工商銀行深セン市支店を経由し、B 社の企業口座に 5 万円を送金し、顧客受領書の目的概要欄に「借金」と記載された。その後、B 社の執行パートナーは Wechat で A 社の法定代表者に借用証書を発行した。A 社は数回催促しても返金されなかったため、裁判所へ訴訟を提起した⁽⁵⁾。

A 社は、B 社に送金した 5 万円が借金であり、B 社の執行パートナーが Wechat で発行した借用証書がその証拠であると主張した。一方、B 社は、この 5 万円が A 社が B 社に出資した金額であり、顧客受領書の目的概要欄に記載された「借金」は A 社の一方的な書き込みであり、借金と証明することができないと主張した。

裁判所は、Wechat では、B 社の執行パートナーが発行した借用証書があるのみで、他のチャット記録がなく、Wechat 送金記録もないため、借用証書の存在が十分に立証されていないことから、借用証書は、貸借関係の存在を証明するには不十分であるが、顧客受領書の目的概要欄に「借金」と記載され、また、B 社は審尋において、この 5 万円が A 社が支払った立替金であり、出資金額を受け取った後 A 社に返却する

と述べたため、本件に係る5万元は借金であると判断した。

以上により、借用証書のみで完全な証拠チェーンを形成することができず、顧客受領書や当事者の陳述などの裏付け証拠により、貸借関係の存在が証明された。

5.3 侵害を誘導する行為があってはならない

ある商標権侵害及び不正競争紛争事件⁽⁶⁾において、原告側の調査員が被告6（被告3の法定代表者）に接触し、原告の商標が付されたブレーキパッドの製造を依頼した。被告6は、原告の商標が付されたブレーキパッド及び包装箱を製造するよう被告1に指示し、被告3の商標登録証書、及び被告3が被告1に発行した商標授權書を提供した。被告1は被告6の要求に応じて、原告の商標が付されたブレーキパッド及び包装箱を納品した。

一審裁判所の見解によれば、被告1は侵害品及び包装箱を製造したが、被告6は原告側の調査員に誘導されて被告1に製造を指示したため、被告1が以前に侵害品を製造・販売したことも、被告6又は被告3が以前に侵害品を販売したことも証明することができない。被告6は、商標登録証書及び商標授權書を提供することにより、原告と関連性があると誤認を生じさせた。しかし、被告1は、被告3が本件に係る商標の権利者ではないことを知らないため、被告6の指示に従って侵害品を製造したことに過失がなく、原告の商標権を侵害していない。

しかし、二審裁判所の見解によれば、まず、一審で双方が提出した侵害品の購入に関するチャット記録から見て、原告側の調査員は、被告6に侵害品を持っているかと尋ねたのみで、包装を提供してカスタマイズを依頼し、または侵害品の販売を誘導するような行為がないため、おとり調査による証拠収集に該当しない。

また、被告6は被告3の法定代表者であり、被告3は第35類において関連登録商標を所有しているが、原告及びその商標はブレーキシステム分野において高い知名度を有しており、また、被告3の商標は本件訴訟と無関係な第35類の役務を指定していることから、被告1が、被告3の商標登録情報及び商標授權書のみで侵害品の製造が適法に許諾されたものであると判断したのは、法的根拠がなく、被告3が原告の関連会社であるか、または原告商標の使用許諾を得ているかについて審査する義務を果たしておらず、明らかに過失

があり、法により侵害責任を負担しなければならない。

以上により、二審裁判所は、商標権侵害及び不正競争の事実があると判断した。

おとり調査による証拠収集に該当すると判断されるか否かは、チャットのスキルにかかっている。チャット中に、相手方にカスタマイズを依頼するのではなく、製品の図面を送付するよう要求したほうが望ましいと思われる。また、相手方の製品図面に侵害ロゴがあるかを確認することができるが、侵害ロゴを加えるよう相手方に要求してはならない。

5.4 法廷での証拠開示

法廷でチャット記録の証拠を開示できるよう、当事者はチャット記録のあるオリジナルな記憶媒体（携帯電話など）を確実に保管する必要がある。

チャット記録には、音声や動画などが含まれる場合、チャット記録のプリントと照合するために、法廷で再生することが要求される。従って、これらのチャット記録のオリジナルデータも確実に保存しなければならない。

法廷では、裁判官からチャット記録のあるオリジナルな記憶媒体の提示を要求された場合、次の手順で証拠を開示し、電子データを確保する際に形成された画像、音声、動画と照合する必要がある。

① Wechat アカウントの所有者が Wechat アカウントにログインし、アカウント名を表示させる。

② Wechat の連絡先リストで相手方のユーザー名をクリックし、個人情報を見直し、プロフィール画面にあるコメント、ニックネーム、Wechat アカウント、携帯電話番号など身元を示す情報を表示させる。

③ プロフィール画面からチャット画面にアクセスし、チャット中に生成された情報を表示させる。ファイル、画像、音声、動画データについては、クリックして詳細内容を表示させる。

5.5 公証手続

Wechat チャット記録の証拠は、オリジナルな記憶媒体の提供により採用されるが、誤って削除し、または、携帯電話のメモリーの容量の制限により紛失してしまう可能性もある。また、チャット記録生成ソフトが存在しているため、チャット記録が偽造される可能性も否定できない。これに対し、Wechat チャット記

録について、公証手続により証拠を確保したほうが望ましいと思われる。また、公証書類の証明力は通常の証拠より高い。

Wechat チャット記録の公証は、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

①身元情報の確保が必要である。自分の身元情報について、携帯電話で自分の Wechat アカウントにログインする過程を確保する必要がある。相手方の身元情報については、相手方の Wechat プロフィール画面にアクセスし、Wechat アカウント、携帯電話番号、モーメンツの写真など身元を示す情報を確保する必要がある。

②画像は単体で確保しないこと。画像のみを確保する場合、事実を説明することができず、他の文字形式の記録と併せて公証手続を行う必要がある。

③音声を再生し、文字に起こす必要がある。音声の内容は、一貫したもので、鮮明かつ正確でなければならない。問題となる事項について双方の明確な意思表示がなければならない。

④ Wechat でファイルを送付する場合、ファイルが失効しないよう速やかにダウンロードする必要がある。公証手続において、開いたファイルやリンクの内容を確保する必要もある。また、前後の文脈との関連性、内容の関連性及び完全性を重視すべきである。ダウンロードされたファイルやリンクのみを確保した場合、証拠として採用されない可能性がある。

⑤ Wechat 送金記録は最大1年しか保存されないが、訴訟は立件から開廷審理まで1年以上かかる場合もあるため、Wechat 送金記録も確保する必要がある。

チャット画面で表示された送金記録のみならず、Wechat から取得した押印付きの送金記録についても公証を行う必要がある。

6. まとめ

民事証拠規定の実施により、中国の電子証拠制度が全面的に整備され、今後、チャット記録などの電子証拠が訴訟においてますます活用されるであろう。本稿では、電子証拠の特徴、審査要点、運用の考え方などを考察し、電子証拠の収集、保存、確保、運用などにおいて参考になれば幸甚である。

(注)

- (1) 中国インターネット情報センター、第47回『中国インターネット発展状況統計報告書』、http://www.cac.gov.cn/2021-02/03/c_1613923423079314.htm、2021年9月20日
- (2) モーメンツとは、Wechat で投稿した記事を友達同士で共有し合う機能
- (3) QQ は中国でよく利用されるチャットアプリの一種である
- (4) (2016) 魯17民特6号裁定書
- (5) (2014) 浦民二(商)初字第4348号判決書及び(2015)滬一中民四(商)終字第965号判決書
- (6) (2019) 冀知民終43号判決書

(参考文献)

- (1) 何家弘ほか、電子証拠法研究、pp.152 (2002)、法律出版社
- (2) 麦永浩ほか、電子数拠司法鑑定実務、pp.43~44 (2019)、法律出版社
- (3) 畢玉謙ほか、民事訴訟電子数拠証拠規則研究、pp.348 (2016)、中国政法大学出版社
- (4) 王鵬、山東法官培訓學院學報、2020.3、pp.46~53 (2020)

(原稿受領 2021.9.30)